

仕 様 書

- 1 修繕名 観光案内標識修繕
- 2 修繕期間 契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで
(実施日については発注者と協議し決定)
- 3 修繕場所 (1) 市道2033号及び市道30123号の交差点部
(2) 市道30153号沿い
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 契約保証金 免除
- 6 修繕内容

(1) 案内図①の既設観光案内標識（道しるべ）1基を撤去、再設置すること。

再設置に当たっては、既設観光案内標識の支柱を処分、新規調達し、標識板面については既設のものを再利用すること。

項目	数量	単位	摘要
準備工	1	式	舗装版破碎、掘削等
案内標識撤去再設置工	1	式	既設サイン支柱・基礎を撤去、埋戻し等含む
基礎工	1	式	砕石敷き均し、コンクリート打設、型枠等含む
アスファルト復旧工	1	式	アスファルト復旧（50mm厚）、路盤工含む
発生材運搬処分	1	式	
交通誘導員	4	人	

(2) 案内図②の既設観光案内標識（誘導サイン）1基について、標識板面（表面）1枚を新規調達し、上から貼り付けること。

7 提出書類一覧

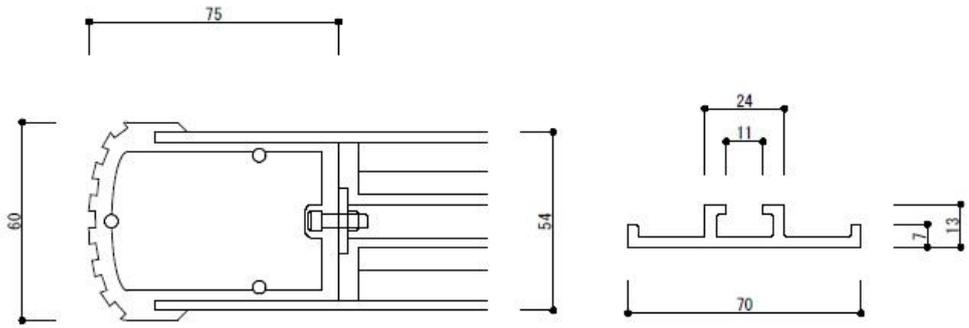
書類名称	提出時期	提出部数	備考
着手届	着手時	1	
現場代理人等通知書	着手時	1	
修繕記録	業務完成時	1	必要に応じて提出
修繕写真	業務完成時	1	
出来形管理図	業務完成時	1	
現場発生品調書	業務完成時	1	必要に応じて提出
修繕完成通知書	業務完成時	1	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	業務完成時	1	同制度を利用しない場合、その理由がわかる書類を提出すること。
建設業退職金共済証紙添付実績報告書	業務完成時	1	
その他必要な資料		1	必要に応じて提出

8 その他

- (1) 当該修繕の方法については、監督員の指示に従うこと。
- (2) 修繕に当たり、常に監督員と連絡を密にすること。なお、官民境界の確認等、必要に応じて監督員の立会いを求めなければならない。また、施工箇所に境界杭が存在する場合は、その復元を行うこと。
- (3) 施工中、各工種ごとに写真撮影を行い、修繕完成後に、監督員に提出すること。
- (4) 監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。
- (5) 修繕完成後は、監督員に報告し、検査を受けることとし、指示があるまでは当該施設を開放しないこと。
- (6) 第三者災害に十分注意し、作業中及び作業終了後は立ち入り禁止措置をとること。
- (7) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (8) 受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (9) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
- (10) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講ずること。
- (11) この仕様書に記載のない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、担当（草加市文化観光課）と協議の上、決定すること。

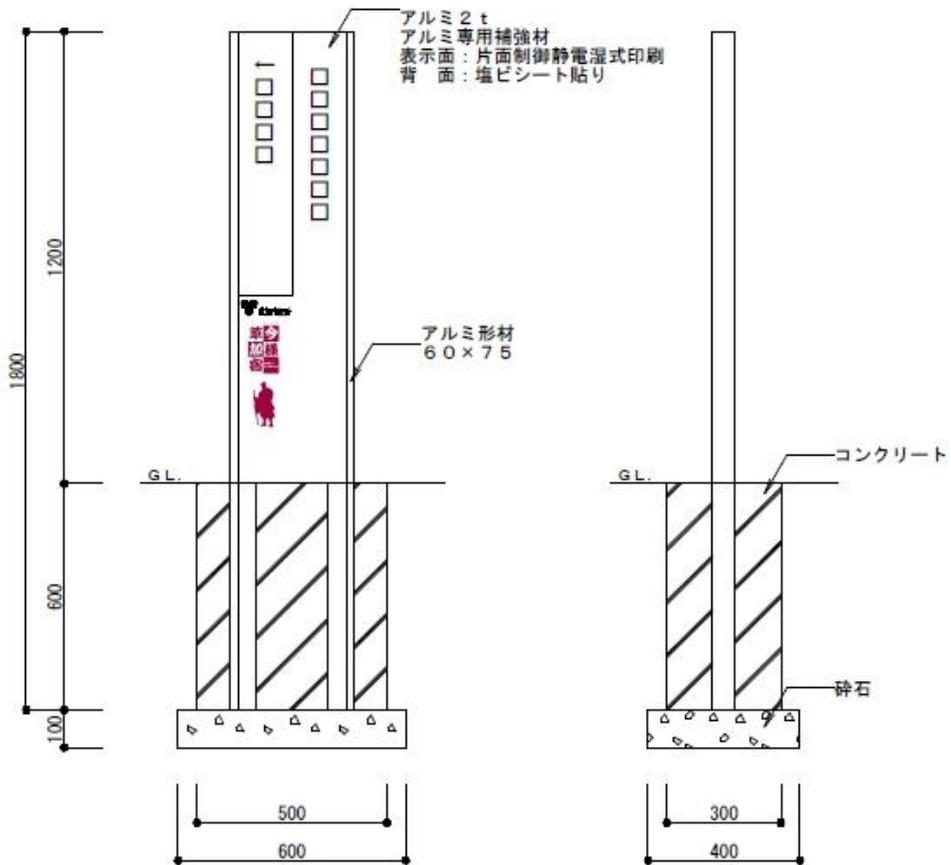
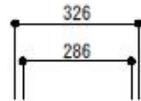
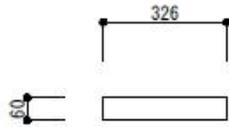
- 9 問い合わせ先 草加市役所自治文化部文化観光課観光交流係 担当：門脇、石堀
電 話：048-922-2403（内線6668）
FAX：048-922-3406

【参考】既設案内構造図（道しるべ）



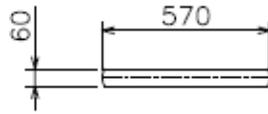
板取付金具

アルミ専用補強材

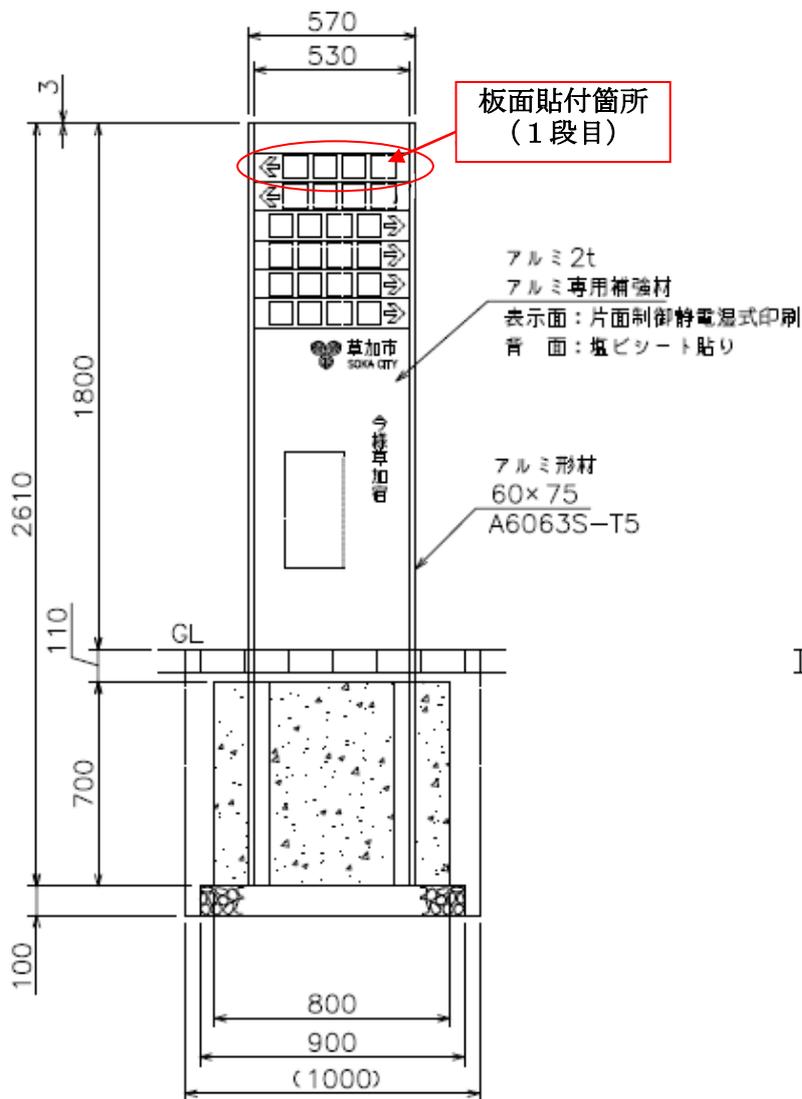


【参考】既設案内標識構造図（誘導サイン）

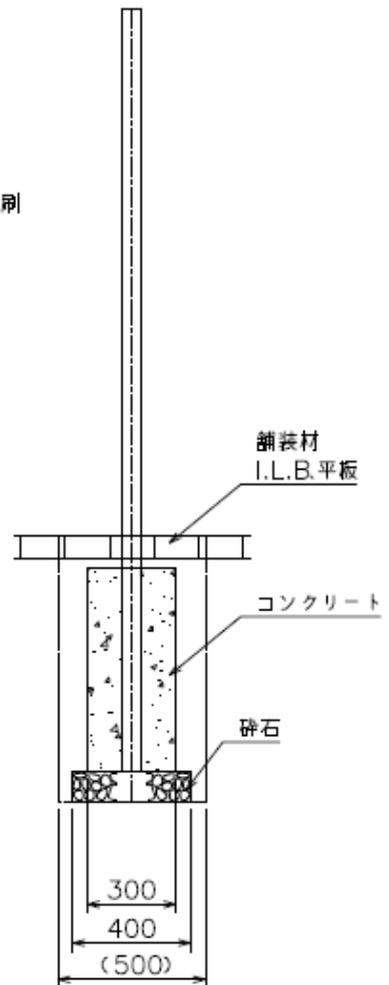
平面図



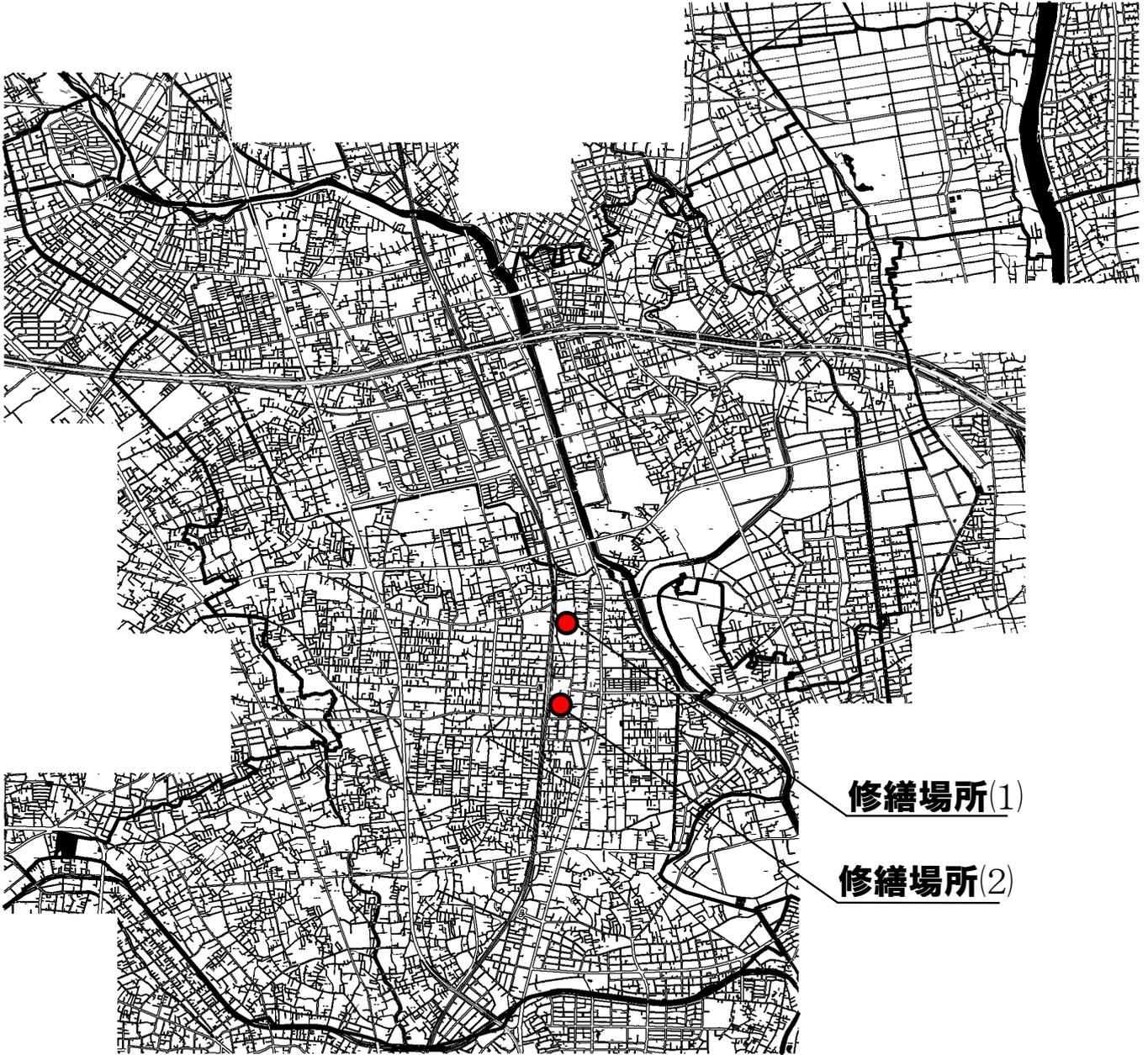
正面図



側面図



草 加 市



修繕場所(1)

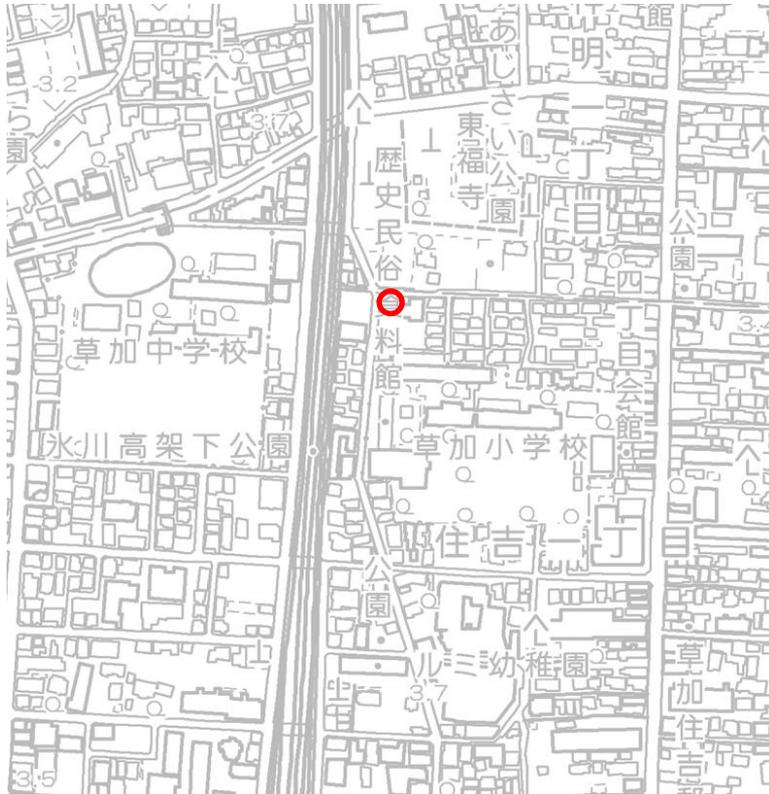
修繕場所(2)

位 置 図

案内図①

修繕場所(1)

所在地:市道2033号及び市道30123号の交差点部



北から望む



南東から望む



北西から望む



背面から望む
(地上部)

 : 修繕場所

※詳細は監督員の指示による。

【修繕場所の状況】

既設観光案内標識が地上部根元から傾いている状況

案内図②

修繕場所(2)

所在地:市道30153号沿い



西から望む



西から望む
(板面貼付箇所)



北から望む



東から望む

○ : 修繕場所

※詳細は監督員の指示による。

【修繕場所の状況】

既設観光案内標識の板面（表面）に、深さ1mm程度の擦り傷がある状況